

(2) 水質汚濁

(工事中) 河川および海域の工事に伴って発生する濁水による影響が考えられます。

(工事中)

河川および海域における工事については、施工箇所を締切った後に行います。締切り工事に伴う杭、鋼矢板の打設や引抜きによる濁水の発生は少なく、一時的なものであり、しかも影響範囲は施工箇所のごく近傍に限られるため、水質の現況に著しい影響を及ぼさないと考えられます。

(3) 騒音

(存在・供用時) 自動車の走行や換気所の稼働による影響が考えられます。  
(工事中) 建設機械の稼働や工事車両の走行による影響が考えられます。

■現況調査

計画路線周辺における騒音の現地調査結果は、下表に示すとおりです。

騒音の現地調査結果

単位: dB

調査地点	用途地域等	調査期間	騒音レベル (L50)			
			朝	昼間	夕	夜間
A 都筑区川向町	工業地域	地点A、B 平成8年2月29日8時 ~3月1日4時	52	56	54	52
B 港北区新羽町	市街化調整区域	平成8年3月6日4時~8時	44	46	48	45
C 鶴見区馬場一丁目	第一種低層住居専用地域	地点C、E 平成8年2月27日8時 ~28日8時	43	46	41	36
D 都筑区岸谷一丁目	第二種中高層住居専用地域	地点D 平成8年3月5日8時 ~6日8時	52	58	58	49
E 鶴見区生麦一丁目	近隣商業地域		53	53	50	49

注) 1. 時間の区分 朝: 6時~8時、昼間: 8時~18時、夕: 18時~23時、夜間: 23時~6時  
2. 表中の騒音レベルは、各時間の区分の平均値を示しています。

■安全対策・予測・評価

(存在・供用時)

●自動車の走行

自動車走行による騒音の環境保全目標は、「環境基本法」第16条に基づく道路に面する地域の騒音に係る環境基準を参考に下表のように設定します。各予測位置における遮音壁を考慮した予測結果は下表に示すとおりであり、全予測位置で環境保全目標は達成されます。

L50 (中央値) での予測

単位: dB

予測位置	地域の類型	環境保全目標				予測結果 (L50)				予測地点
		朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	
① 都筑区川向町	B地域	65以下	65以下	65以下	60以下	51	52	49	47	北側
② 港北区新羽町	A地域	55以下	60以下	55以下	50以下	52	53	50	48	南側
③ 鶴見区馬場一丁目	A地域	55以下	60以下	55以下	50以下	45	46	44	39	西側
④ 都筑区岸谷一丁目	A地域	55以下	60以下	55以下	50以下	51	52	50	48	北側
⑤ 鶴見区生麦一丁目	B地域	65以下	65以下	65以下	60以下	52	53	51	50	北側

注) 1. A地域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域  
B地域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
2. 表中の予測結果は、各時間の区分において最大となる時間帯の値を示しています。  
3. 予測結果は、予測位置における地上高さ1.2mの値を示しています。  
4. 予測地点で示している方位は、5ページの断面形状に示す方位です。  
5. ②港北区新羽町、③鶴見区馬場一丁目及び④鶴見区岸谷一丁目の騒音レベルは、両側の予測位置において予測値が高い方の値を示しています。

L<sub>Aeq</sub> (等価騒音レベル) での予測

単位: dB

予測位置	予測高さ	環境保全目標		予測結果		予測地点	
		昼間	夜間	昼間	夜間		
① 都筑区川向町	地上1.2m	70	65	69	64	北側	
	地上4.0m	以下	以下	69	64		
② 港北区新羽町	地上1.2m	70	65	55	51	南側	
	地上4.0m	以下	以下	68	64		
③ 鶴見区馬場一丁目	地上1.2m	70	65	47	42	西側	
	地上4.0m	以下	以下	52	46		
④ 鶴見区岸谷一丁目	地上1.2m	70以下	65以下	59	54	北側	
	地上4.0m			54	50		
	地上10.0m			59	55		
	地上20.0m			66	61		
	地上1.2m			59	54		南側
	地上4.0m			53	48		
地上10.0m	54	50					
地上20.0m	59	55					
⑤ 鶴見区生麦一丁目	地上1.2m	70以下	65以下	65	61	北側	
	地上4.0m			66	61		
	地上10.0m			65	60		
	地上20.0m			65	60		
	地上30.0m			65	61		
地上40.0m	68	64					

注) 1. 第一種区域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の地域  
第二種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域  
2. 表中の予測結果は、各時間の区分において最大となる時間帯の値を示しています。  
3. 予測結果は、予測位置における地表面の値を示しています。  
4. 予測地点で示している方位は、5~8ページの断面形状に示す方位です。  
5. ②港北区新羽町、③鶴見区馬場一丁目および④鶴見区岸谷一丁目の騒音レベルは、両側の予測位置において予測値が高い方の値を示しています。

●換気所の稼働

換気所の稼働による騒音の環境保全目標は、換気所が設置される箇所の用途地域に応じて、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく事業所において発生する騒音の許容限度以下とし、各換気所における許容限度を40dBと設定します。

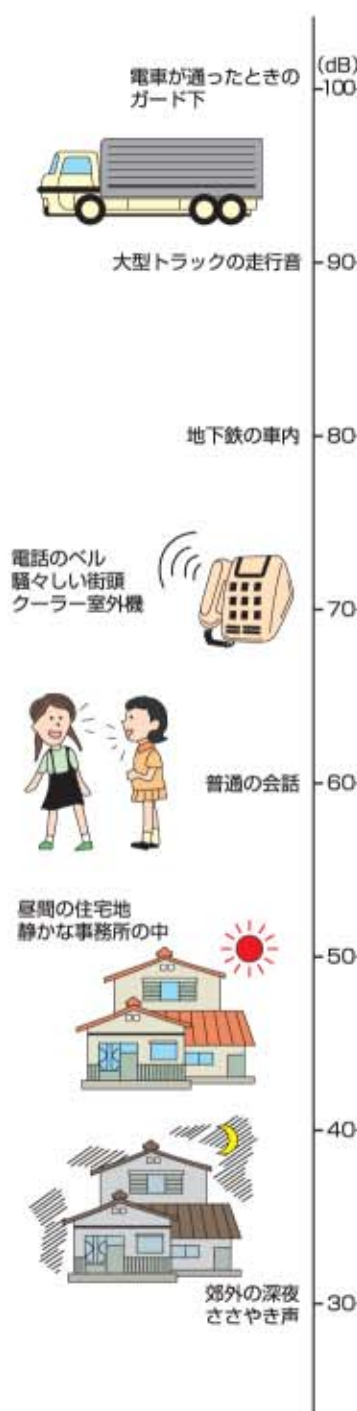
消音装置を考慮した各換気所の稼働による騒音は、38~39dBと予測されることから、環境保全目標は達成されます。

(工事中)

建設機械の稼働による騒音の環境保全目標は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を参考に、85dB以下と設定します。予測位置における建設機械の稼働による騒音レベルは、最大の建設機械で85dBです。工事にあたっては、必要に応じて防音を兼ねた鋼製フェンスの設置および建設機械の適切な配置等を行うことにより、周辺に与える影響を小さくするため、環境保全目標は達成されます。

また、工事車両の走行については、車両の運行を計画的かつ、効率的に行うことにより、騒音の現況に著しい影響を及ぼさないと考えられます。

騒音のめやす



資料: 横浜環境白書 (平成15年度)

騒音の用語の説明

dB (デシベル) : 音や振動の大きさを表す単位です。

L<sub>50</sub> : 時間的に変動しているレベル値を読み取り、値の大きい順に並び替えた時、高い方から50%に相当する値 (中央値) をL<sub>50</sub>と表します。

L<sub>Aeq</sub> : 時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した騒音レベル (等価騒音レベル) をL<sub>Aeq</sub>と表します。